

「2018年合格目標 LEC 柁島道場 全科目究極FINALチェック道場」から  
第50回社労士試験【選択式】健保法 空欄D及びEの出題が論点的中しました！！



### LEC教材掲載内容(抜粋)

[RL18283 p.41 問54]

#### <出産手当金>

54 被保険者が出産したときは、出産の日（①前  
②以前）42日（多胎妊娠の場合においては、98  
日）から出産の（①日後 ②日以後）56日までの間  
において労務に（①服さなかった ②服することが  
できなかった）期間、出産手当金を支給する。

解答〔1つ目〕 → ②以前

解答〔2つ目〕 → ①日後

（解答〔3つ目〕 → ①服さなかった）

### 本試験出題はこうでした！

第50回 社労士試験 問題  
【選択式】 健康保険法 【空欄D及びE】

- 1 〔略〕
- 2 健康保険法第102条第1項では、「被保険者が出  
産したときは、出産の日（出産の日が産前日  
後であるときは、産前日） （多胎  
妊娠の場合においては98日）から出産の日  
 までの間において労務に服さなかった期  
間、産前金を支給する。」と規定している。

解答  → ③ 以前42日

解答  → ⑩ 後56日

的中!